

大雨により被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます

平成29年7月5日からの大雨により被災された方にかかる措置について、下記のとおりお知らせします。

被保険者証等の提示について

大雨による被災に伴い、被保険者証を紛失あるいは家庭に残したまま避難されていることにより、保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合、次の事項を申し立てることにより健康保険で受診することができます。

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 連絡先（電話番号等）

- (4) 事業所名

被保険者証「再交付申請書」の提出が困難な場合は、下記までご連絡下さい。

一部負担金の徴収猶予の措置等について

大雨による災害救助法の適用市町村※にお住まいの方につきましては、被災状況に応じて次の措置をとることができますので、ご連絡をお願いします。

- (1) 一部負担金の徴収猶予及び減免の措置

- (2) 任意継続被保険者にかかる保険料の延長・納付猶予の措置

- (3) 保険給付費等の速やかな審査・支払の措置

※（7月5日適用）【福岡県】朝倉市・朝倉郡東峰村
（7月5日適用）【大分県】日田市・中津市

以上のことに関するお問合せ・ご連絡は、給付課（06-6765-9212）まで

関西文紙情報産業健康保険組合